

むつ市創業融資利子補給金のご案内

市では、創業者を支援するため、創業時の借入に係る利子の一部を補給しています。対象者は、次のすべての要件にあてはまる方です。

- ①むつ市内で創業する法人または個人（市外居住者を含む）
- ②新たに創業する方または創業後1年未満の方
- ③法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする場合は、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること
- ④市税を完納していること

対象融資

- ①地方公共団体または政府系金融機関が実施する融資制度による融資
- ②民間金融機関が実施する融資で、①の融資の標準的な条件に順ずると認められるもの

補給内容

12ヶ月分の利子支払い実績額×1.0%÷返済金利（上限15万円）

例：金利2.0%で合計20万円分の利子を支払った場合

$200,000 \text{円} \times 1.0\% \div 2.0\% = 100,000 \text{円}$ 分の利子を補給

申請方法

対象融資を受けた日から1ヶ月以内に、申請書と添付書類を下記問い合わせ先へ提出してください。

申請書等のダウンロードや、必要な添付書類については市のホームページをご覧ください。

むつ市 創業融資利子補給金

検索



お問い合わせ

〒035-8686 むつ市中央1-8-1 むつ市経済部 産業雇用政策課

TEL：0175-22-1111(内線2652) FAX：0175-22-1373

E-mail：mt-sangyo@city.mutsu.lg.jp